

住まいの復興給付金制度

確認を行った者が記入。
※申請者は記入できません。

補 修 工 事 証 明 書

申請者	住 所	宮城県〇〇市△△町1-1-1
	氏 名	復興 順一
所在地	宮城県〇〇市△△町1-1-1	
工事完了年月日	平成(令和) 31年 4月 19日	

補修工事を行った被災箇所
補修工事を行った被災箇所をすべて記入し、被災箇所数に応じて(別紙)補修工事内容確認書をご提出ください。

番号	被災箇所 <small>※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。</small>	番号	被災箇所 <small>※被災した箇所を部屋毎に具体的に記入してください。</small>
1	玄関（エントランス周辺）	6	
2	1階リビングの床	7	
3		8	
4		9	
5		10	

上記の被災箇所について、「住まいの復興給付金制度」の対象となる補修工事が行われたことを証明します。

11

「被災箇所」に記入した分の、「補修工事内容確認書」と一致しない「補修工事内容確認書」が提出されていない

被災住宅を補修したことを証明する「補修工事証明書」に記入した被災箇所ごとの「補修工事内容確認書」を用意してください。

(補修工事箇所が2箇所の場合、補修工事内容確認書は2枚になります)

この図は、申請者が提出した「補修工事証明書」と「補修工事内容確認書」の両方を示しています。赤い点線と青い点線は、被災箇所番号と内容が一致しない箇所を指しています。例えば、被災箇所番号1の「玄関」に対して、確認書には「1階リビングの床」が記載されています。

住まいの復興給付金制度

確認を行った者が記入。
※申請者は記入できません。

補修工事内容確認書

確認を行った者
氏名 様方 東枝

被災箇所
1 玄関（エントランス周辺）

被災状況
玄関ドア交換、壁面ひび割れ補修、タイル交換

補修方法
玄関ドア交換、壁面ひび割れ補修、タイル交換

(番号) 1

補修工事前

補修工事後

事務所用欄(申請者は記入不要)
令和元年5月版

番号 2

5.補修工事の内容を証明する添付書類（補修工事内容確認書）

住まいの復興給付金制度

別紙 **補修工事内容確認書**

確認を行った者が記入。
 ※申請者は記入できません。


確認を行った者 (補修工事証明書の記入者)	氏名 棟方 東稜
被災箇所 (部屋毎に記入)	被災した箇所を具体的に記入してください。 玄関（エントランス周辺）
被災状況	被災した箇所の状況を具体的に記入してください。 玄関ドアの歪み、壁面および床のクラックとタイルの破損
補修方法	補修工事の内容を具体的に記入してください。(例:1F寝室の内壁の張替え工事等) 玄関ドア交換、壁面ひび割補修、タイル交換

12


棟
方
印

補修工事前

13



補修工事後



事務局使用欄(申請者は記入不要)

必要に応じて、この台紙をコピーしてご使用ください。

番号	2
----	---

*「補修工事証明書」の「被災箇所」に記載の番号を記入してください。
令和元年5月版

12 補修工事の確認を行った者(補修工事証明書の記入者)の押印がない

補修工事証明書及び補修工事内容確認書を記入された方は、必ず押印をしてください。
申請者は、提出前に作成者の押印があることを確認してください。

5.補修工事の内容を証明する添付書類（補修工事証明書等）

「補修工事証明書」および「補修工事内容確認書」は、以下の方に作成してもらいます。

申請者の方が作成することはできません。

被災住宅の補修に携わった工事施工者、または建築士の資格を有する者に、書類の作成を依頼してください。（書類作成費が必要な場合があります）



補修工事
施工者

または



建築士

13

補修工事前と補修工事後の写真がない 貼付した写真では補修工事箇所が分からない

補修工事を行った状況が確認できる、被災箇所の「補修工事前の写真」と「補修工事後の写真」を、被災箇所毎の補修工事内容確認書に貼付してください。

※補修工事前の写真が用意できない（補修工事前に写真を撮り忘れた等）場合は、コールセンターにご相談ください。また補修工事完了後の写真は、必ず貼付してください。

撮影例

補
修
前



被災している箇所がはっきりとわかるように撮影してください。

補
修
後



補修した箇所が比較できるように撮影してください。